

第3編 航空交通

形式により閲覧できるシステムの運用を開始した。更には、関東空域周辺で急速に発達する積乱雲等航空機の運航に支障を与える気象現象を捕捉・監視するため静止気象衛星ひまわり6号を活用して夏期日中に高頻度の衛星雲観測を実施し、運航関係者へ提供した。この高頻度に観測した衛星画像は、霧島山（新燃岳）の噴火対応にも活用された。また、火山灰から航空機を守るための「航空路火山灰に関する

情報」の「拡散予測図」を高度別の図から1枚図（分布高度を付記）に変更して、利用改善を図った。

イ 運航情報等の充実

空港情報（使用滑走路、進入方式、気象情報等）、飛行中の航空機から報告があった情報等を体系的に整理・蓄積したデータベース等を利用して、運航者及び関係機関に対して航空機の運航に必要な情報の提供を行っている。

第4節 航空機の安全性の確保

1 航空機、装備品等の安全性を確保するための技術基準等の整備

航空機の安全性の一層の向上を図るため、航空安全に資する技術に関する調査や外国政府等から得た情報を収集・分析し、必要に応じ当該情報を航空機の運航者等に提供するとともに、当該情報に基づき航空機及び装備品の安全性に関する技術基準等を策定した。

2 航空機検査の的確な実施

国産航空機の開発プロジェクトに対応するため、型式証明等における設計検査を行う体制を強化するとともに、輸入航空機を含む航空機の検査及び国の検査に代わり基準適合性の確認を行う民間事業者の

指導・監督を担当する職員の選考採用を実施し、航空機の検査体制の充実を図った。

また、航空機検査職員の質的向上を図るため、研修制度を拡充した。

3 航空機の整備審査の的確な実施

航空運送事業者の整備体制に係る審査として、整備規程の認可に係る審査のほか、新規参入や新たな基地の追加、新機種導入時等に行う運航開始前の検査、定例連絡会議の開催等を行っており、これらを通じて的確に指導・監督を行った。

また、整備審査官の質的向上を図るため、研修内容の見直しを行い、最新の整備方式に対応した内容の研修を実施した。

第5節 救助・救急活動の充実

1 捜索・救難体制の整備

航空機の遭難、行方不明等に際して、迅速かつ的確な捜索・救難活動を行うため、東京空港事務所に設置されている救難調整本部と捜索・救難に係る関係機関との合同訓練を実施した。また、平成23年から、救難調整本部において航空機用救命無線機（ELT）に登録された情報、航空機及び運航者に関する情報の管理を開始したことから遭難航空機の特定が可能となった。

2 消防体制及び救急医療体制の整備

国土交通省は空港消防力の充実強化を図るため、

東京国際空港、仙台空港、福岡空港の大型化学消防車及び、北九州空港の空港用給水車の更新配備を行った。

また、空港保安防災教育訓練センターにおいては、地方管理空港及び会社管理空港における空港消防職員の訓練への受入を開始し、実機大の航空機モックアップを使用しての実火災消火訓練を実施し、空港消防職員の消防技術及び救急医療等の技量向上に努めた。

空港における救急医療体制については、大分空港、鹿児島空港に治療用テントを更新配備するとともに、必要な救急医療資器材の更新配備等を進め、